

# 上山中学校「いじめ防止基本方針」

## 1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

### (新潟市の基本理念)

いじめは、どの児童生徒にも起こりうる、深刻な人権侵害であることを認識し、児童生徒が互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう、学校、保護者、地域が互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割を自覚して、いじめのない社会の実現に向けて取り組む。

### (いじめの定義)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (いじめの防止等に向けた方針)

#### 児童生徒は

互いに認め合い、支え合い、高め合い、望ましい人間関係を築くよう努める。

#### 学校は

- 分かる授業・できる授業や、一人一人を生かす教育活動の充実、さらには保護者、地域との協力体制の構築を通して、いじめを生まない学校づくりに努める。
- 教職員が、いじめに対して積極的、組織的に対応し、児童生徒と共に解決を図る。
- いじめの解決に向けて外部機関との連携が必要な場合には、警察、児童相談所等の関係機関との連携を積極的に進める。

## 2 いじめ防止のために実施する施策

### (学校いじめ防止基本方針)

#### (1)教職員の姿勢

すべての生徒がかげがえのない存在であることから、生徒一人一人が誰からも尊重され、一人一人のよさが生かされるように、日々の教育活動に専心する。

その上で、「いじめは、どの学級にも、どの児童生徒にも起こりうる」という認識にたち、すべての教職員が高い人権意識をもち、児童生徒、保護者、地域との信頼関係の上に、いじめの防止等に徹底して取り組む。

#### (2)いじめの防止

- ・従来の予防的・課題解決的な指導から、児童生徒一人一人の成長を促す指導により力点を置き、全教育活動を通してすべての生徒に「目的意識」「自己決定」「個性・能力」「協同性」の4つの視点から自律性と社会性を育み、人権意識を高める。
- ・分かる授業・できる授業をはじめ、一人一人を大切に、生かす教育活動により、いじめを生まない人間関係・学校づくりに努め、保護者や地域との信頼関係や協力体制を築く。
- ・教職員の言動が生徒に与える影響は決して小さくないことを自覚し、いじめが発生しにくい雰囲気づくりや生徒が安心して生活できる環境づくりに努める。
- ・いじめの問題を題材とした道徳科の授業や、「いじめゼロ」「いじめ見逃しゼロ」を目指す生徒会の活動など、生徒が主体的にいじめの問題を考え議論したり、いじめの予防や解消に向けて取り組んだりする活動を積極的に進める。

#### (3)いじめの早期発見

- ・生徒に寄り添い、どんな声にもしっかりと耳を傾けるなど、生徒と積極的にかかわることで生徒との信頼関係を築くとともに、生徒が相談しやすいように安心感をもたせる。
- ・定期的にアンケート等を活用、教育相談体制の充実等により、いじめの早期発見に努める。
- ・全教職員で生徒の様子を見取り、情報を収集、整理して、組織的な対応に迅速につなぐ。
- ・インターネットを通じた見えにくいいじめにも注意を払う。また、保護者や地域から情報が得られるような体制を構築し、いじめの早期発見に役立てる。

#### (4) いじめへの対処

- ・いじめが疑われる場合やいじめの事実が確認された場合は、速やかに事実の確認を行い、「**校内いじめ対応ミーティング**」を開催する。
- ・いじめを受けた生徒が、安心して教育を受けることができるよう、保護者と連携を図りながら、必要な措置を講ずる。
- ・いじめが拡大したり争いに発展したりすることのないよう、いじめ事案に係る情報を関係保護者等と共有し、連携して必要な措置を講ずる。
- ・犯罪行為として扱われるいじめは、教育委員会及び警察署等に連絡し、連携して対処する。

##### (校内いじめ対応ミーティング)

- ・いじめが疑われる場合やいじめの事実が確認された場合は、「**校内いじめ対応ミーティング**」を開催し、情報を共有しながら組織的に対応していく。

##### <構成員>

校長、教頭、生徒指導主事をはじめ、学年主任や担任、養護教諭など、必要に応じてメンバーを編成する。

##### (いじめ対策委員会)

- ・いじめ防止への取組の充実といじめ事案への対応のため、「**いじめ対策委員会**」を設置し、定期的（実施日を月歴に明記する）に開催する。必要に応じ、臨時に実施する。

##### <構成員>

校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、適応担当、養護教諭、スクールカウンセラー、必要に応じ学級担任等を加える。

##### (中学校区いじめ防止連絡協議会)

- ・中学校区の学校、保護者、地域の代表等が連携して、いじめ防止等への取組についての情報交換や協議を年3回以上行い、地域全体で児童生徒をいじめから守る取組の充実を図る。

##### <構成員>

地域コミュニティ協議会、青少年育成協議会、民生委員・児童委員、学校評議員、地域の有識者（人権擁護委員等）、PTA、SC、中学校区にある小学校・中学校の校長

### 3 重大事態への対処

#### (1) 重大事態の意味について

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

#### (2) 重大事態への方針及び対処

いじめは決して許されない行為であり、ましてやいじめによる重大事態は決して招いてはいけない事態である。しかしながら、万一、重大事態が発生した場合には、情報を迅速に収集、整理し、いじめの概要を把握するとともに、その概要を速やかに教育委員会に報告し、次の方針の下、全力でその対処に尽力する。

- いじめを受けた児童生徒の心身の安全、安定の確保を最優先に取り組む。
- いじめに係る事実を徹底的に解明し、対処に当たる。
- いじめを受けた児童生徒はもちろん、いじめを行った児童生徒に対しても、その心情に十分寄り添って指導、支援する。

### 4 学校評価における留意事項

いじめを早期に発見し、速やかな実態把握を行い、適切な措置を行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、いじめ防止に対する学校の取組を評価する。

- ・いじめの早期発見への取組に関すること。
- ・いじめの再発防止への取組に関すること。